

（仮称）網走市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例草案 の要点について

項 目	概 要
第1条 （目的）	この条例は、網走市内で太陽光発電事業を実施することにより、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の承継等に支障が生ずることのないよう、必要な事項を定めるものであることを規定
第2条 （定義）	この条例における用語の定義についての規定
第3条～第4条 （市及び事業者の責務）	第1の目的を達成するため、市及び事業者の責務を規定
第5条 （設置場所の制限）	太陽光発電施設の設置を制限する場所を規定
第6条 （事前協議）	事業者は太陽光発電施設を設置しようとするときは、事前協議を行わなければならないことを規定
第7条 （周辺住民等への周知措置等）	事業者は太陽光発電施設を設置しようとするときは、周辺住民等へ設置規模に応じて周知措置を講じる必要があることを規定
第8条～第13条 （許可（新規・変更）、完成検査）	太陽光発電施設の設置許可、許可の基準、景観に関する許可基準（合計出力50kW以上の場合）、変更許可、完成検査、許可の取消しを規定 網走市の眺望場所や景観資源は、下記を想定しています。 ●眺望場所： 天都山頂上（オホーツク流水館周辺の天都山園地）、感動の径ビューポイントパーキング ●景観資源： 流水、能取岬、白鳥公園周辺（濤沸湖）、卯原内サング草群生地（卯原内園地）、呼人探鳥遊歩道および周辺の水芭蕉群生地
第14条 （運用及び維持管理における遵守事項）	事業者が太陽光発電施設の運用及び維持管理する際の遵守事項として、施設の状況の確認及び報告、自然災害等により施設が倒壊する等の事象が生じた際の措置、施設管理者等の掲示を規定

（仮称）網走市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例草案 の要点について

項 目	答 申 概 要
第15条 （地位承継及び その届出）	相続、事業譲渡、合併又は会社分割により事業者が変わった場合の届出を規定
第16条～第18条、第21条 （廃棄措置等）	太陽光発電施設の廃棄等費用としての保証金の確保、保証金の使途及び返還、廃棄措置等を規定
第19条 （報告の徴収等）	条例の施行に関し必要があると認めるときは、報告又は資料の提出を求めることを規定
第20条 （立入調査等）	太陽光発電事業についての立入調査等を行えることを規定
第22条～第24条 （命令等）	事業者に対して必要な指導又は助言、勧告、改善命令を行えることを規定
第25条 （緊急安全代行措置）	太陽光発電施設が自然災害等により倒壊、破損する等の事象が生じた場合、危険を回避するため必要最小限の措置を行えることを規定
第26条～第27条 （罰則）	改善命令に従わなかった者は、罰金又は過料に処することを規定
第28条 （委任）	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定
附則 （施行期日及び 経過措置）	条例の施行期日を公布の日から起算して6月を経過した日とすることを規定 条例施行日よりも前に太陽光発電事業を実施している者は、許可を受けたとみなされた事業者とすることとし、経過措置を設けることを規定